

福島県剣道連盟郡山支部
『一級審査会・段位審査会・講習会』実施ガイドライン

福島県剣道連盟郡山支部

【基本方針】

全日本剣道連盟及び福島県剣道連盟が示した「感染予防ガイドライン」に沿って実施する

1. 開催するに当たって

- ① 郡山市及び会場となる施設の方針を遵守するものとする。
- ② 令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを2類から5類に引き下げるなど、収束の方向には向かいつつあります。
しかしながら全く終息したわけではありません。
受審及び受講者並びに関係者は、ガイドラインを遵守し、安全な運営に努める。

2. 審査会・講習会に当たって

ア. 以下に該当する者は、受審(受講)できない

- ① 基礎疾患のある者
 - ・ 基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう
 - ・ これらの者が理由あって受審する場合は、主治医の承認を得るものとする
- ② 発熱のある者(個人差はあるが、一般的には37.5度以上ある者をいう)
- ③ 咳、咽頭痛など風邪のような症状がある者、その他体調がよくない者
- ④ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ⑤ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

イ. 手洗い、アルコール除菌による手指の除菌を行う

ウ. 通風、換気をしっかり行う

3. マスクの着用について

- ・ 受審者：マスクを着用する
面を着装時は、マスク又はシールドを着用する
ただし、70歳以上はマスク及びシールドを着用する
- ・ 審査員(講師)：マスクを着用が望ましい
ただし、控室でのマスク着用は個人の判断とする
- ・ 役員、係員等の関係者：マスクを着用が望ましい
ただし、控室でのマスク着用は個人の判断とする

4. 実技審査について

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法に準ずる

- ① 鰐(つば)競り合い、あるいは相手と接近した場合は、積極的に技を出すか、積極的に解消するように努める。
- ② 鰐競り合い、解消に至る時間は、一呼吸(目安として約3秒)
- ③ 相互に分かれようとしている途中に技を出さない。分かれる途中に相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「押さえつけたり」「逆交差」をしない。
- ④ 分かれる場合、剣先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。
- ⑤ 分かれる場合、剣先を「開いたり」「下げたり」して別れない。
- ⑥ 鰐競り合いを解消する場合、双方がバラバラに下がらない。また、双方が徐々に下がるのではなく、正しい「鰐競り合い」から、鰐と鰐で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。

5. 感染が判明した場合

審査会(講習会)の参加者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、速やかに郡山支部事務局に報告する。

その後、福島県剣道連盟事務局に報告、全剣連に感染の詳細を報告する。